

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚染土壌処理業者に対する許可の取消し又は事業の停止に関する命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第25条	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 法第22条第3項第2号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 汚染土壌処理施設又はその者の能力が法第22条第3項第1号の環境省令（汚染土壌処理業に関する省令）で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 法第4章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>(4) 不正の手段により法第22条第1項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は法第23条第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 処分の内容 汚染土壌処理業者に対し、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	法第22条第3項（汚染土壌処理業に関する省令第4条） （罰則）法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）